

安曇野市
立地適正化計画
【改定版】

概要版・届出の手引き

平成 30 年 4 月策定
(令和 5 年 3 月改定)



立地適正化計画の概要

1. 立地適正化計画について

安曇野市では、今後の少子高齢化の進行を鑑み、人口が減少しても生活の拠点となる場を確保し、本市の暮らしやすさの維持・向上を図るため、立地適正化計画を策定しました。

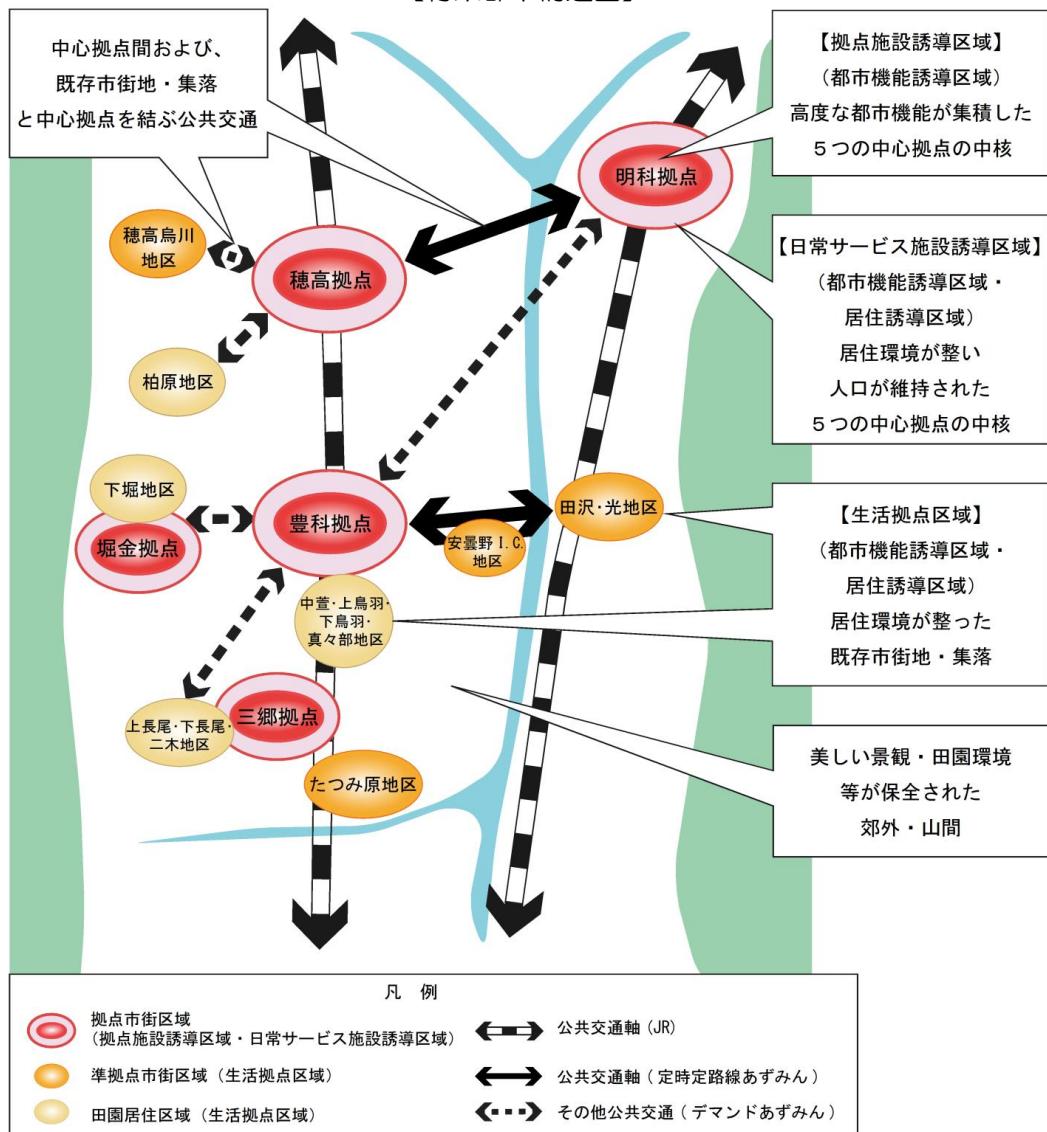
安曇野市立地適正化計画では、5つの中心拠点（拠点市街区域）を核に、美しい景観・田園環境が保全された多極ネットワーク型の都市構造を目指し、居住の誘導や都市機能の立地を誘導する区域（居住誘導区域・都市機能誘導区域）や、誘導する施設（誘導施設）について定めています。

【まちづくり方針】

方針1：人口減少下において各地域の核となる5つの中心拠点（拠点市街）の確保

方針2：安曇野の美しい景色、山岳、森林、田園の継承と、既存市街地の暮らしやすい住環境の創出

【将来都市構造図】



2. 誘導区域

安曇野市立地適正化計画では、「拠点施設誘導区域（都市機能誘導区域）」、「日常サービス施設誘導区域（都市機能誘導区域）」及び「生活拠点区域（都市機能誘導区域）」の3種類の都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定しています。

なお、居住誘導区域は、すべての都市機能誘導区域と重複して設定しています。また、拠点施設誘導区域は、日常サービス施設誘導区域と重複して設定しています。



■居住誘導区域

居住誘導区域とは、「人口減少の中にあっても、人口密度を維持することにより生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域」とされています。

安曇野市立地適正化計画では、以下のエリアを居住誘導区域として設定します。

居住 誘導区域	<ul style="list-style-type: none">拠点市街区域（豊科拠点、穂高拠点、三郷拠点、堀金拠点、明科拠点）準拠点市街区域（田沢・光、安曇野I.C.、たつみ原）田園居住区域（柏原、下堀、中萱・上鳥羽・下鳥羽・真々部、上長尾・下長尾・二木） <p>※ただし、工場等の集積地である豊科拠点の工業専用地域及び穂高鳥川地区並びに災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域）を除く</p>
------------	---

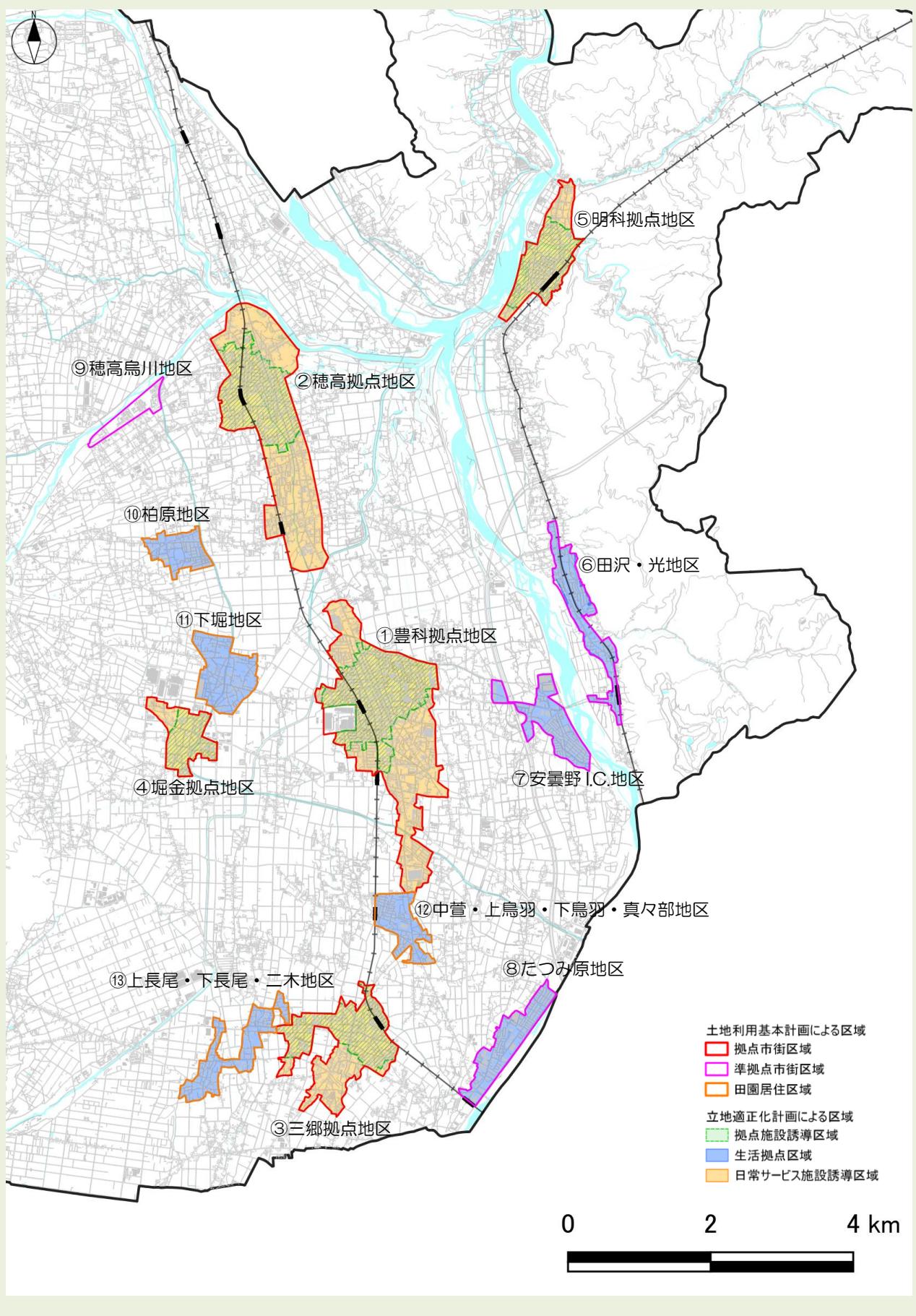
■都市機能誘導区域

都市機能誘導区域とは、「医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域」とされています。

安曇野市立地適正化計画では、以下のエリアを都市機能誘導区域として設定します。

拠点施設誘導区域 (都市機能誘導区域)	<ul style="list-style-type: none">拠点市街区域の中心部 <p>※ただし、災害レッドゾーンを除く</p>
日常サービス施設誘導区域 (都市機能誘導区域)	<ul style="list-style-type: none">拠点市街区域 <p>※ただし、工場等の集積地及び災害レッドゾーンを除く</p>
生活拠点区域 (都市機能誘導区域)	<ul style="list-style-type: none">準拠点市街区域田園居住区域 <p>※ただし、工場等の集積地及び災害レッドゾーンを除く</p>

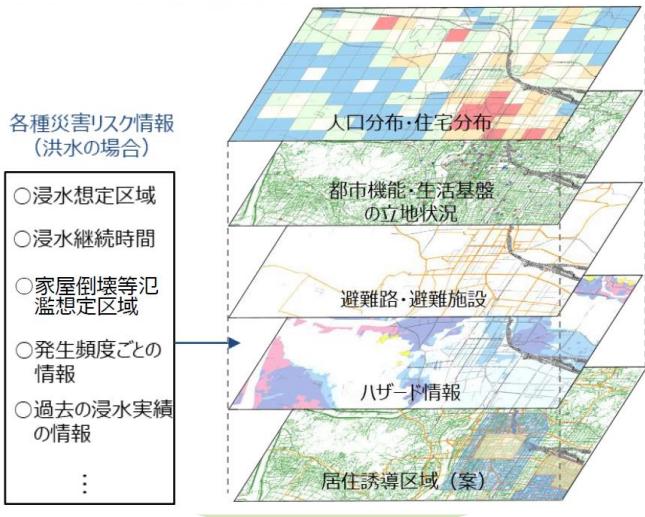
■誘導区域の設定箇所



3. 防災指針

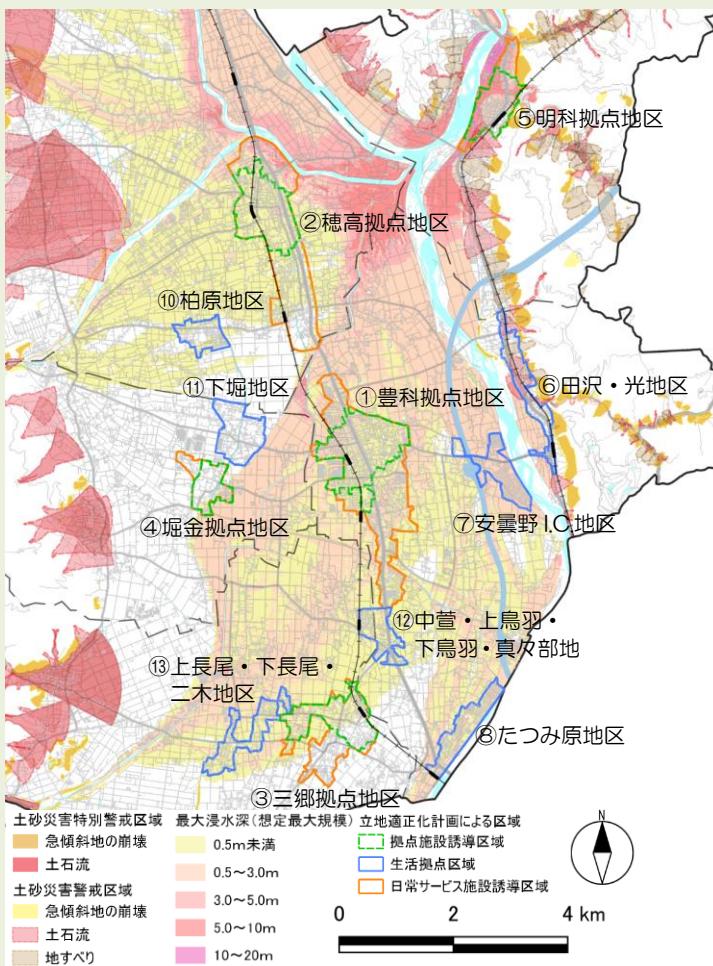
誘導区域内には、土砂災害、洪水災害、地震災害などの災害リスクも存在しています。

安曇野市立地適正化計画では、誘導区域内における各種災害リスクの情報と、人口分布、都市機能や生活基盤の立地状況などの情報を重ね合わせて課題整理を行ったうえで、安曇野市地域防災計画をはじめとする市の関連計画や、国や県の施策とも連携した防災・減災対策を、計画的かつ着実に取り組んでいくための防災まちづくりの指針（防災指針）を定めています。



課題の整理・取組方針の設定

■防災上の課題と取組方針



土砂災害

主な該当地区：⑤ ⑥

防災上の課題：土砂災害特別警戒区域が隣接
避難場所不足・経路寸断

取組方針：生命・財産を保護するため、平時
から防災・減災の取組を推進する

洪水災害（とくにリスクの高いエリア）

主な該当地区：② ⑤ ⑥ ⑦ ⑧

防災上の課題：浸水深 3.0m以上区域で垂直避難
不可

家屋倒壊等氾濫想定区域の指定
取組方針：最大限人命の保護が図られるよう、平時からハード・ソフト両面
からなるリスク低減策を優先的に
実施する

洪水災害

主な該当地区：① ③ ⑫ ⑬

防災上の課題：浸水深 0.5m以上区域で床上浸水
取組方針：災害発生時も社会活動が維持され
るよう、市民の財産及び公共施設
に係る被害の最小化を図る

地震災害

主な該当地区：全域

防災上の課題：建築物の耐震強度不足

取組方針：既存建築物の耐震性能を確保し、
災害発生時の被害の最小化を図る

4. 計画の運用と数値目標

計画の適切な運用管理を行うため、おおむね5年ごとに施策の実施状況を調査、分析及び評価を行い、達成状況や社会状況等を踏まえて、計画の見直しを検討します。これに際し、計画の進捗状況や効果を定量的に評価するための指標項目と数値目標を以下のとおり定めています。なお、これらの項目や数値は、計画見直し時の達成状況により、改定を行う場合もあります。

■数値目標

指標項目	当初値 『当初計画策定時』	現状値 ^{※3} 『令和5（2023）年 改定時』	目標値 『令和22（2040）年』
○誘導区域内への居住誘導			
・人口密度 (居住誘導区域内)	25人/ha	26人/ha	25人/ha以上
・各地区 ^{※1} の人口密度の下限 (居住誘導区域内)	11.5人/ha (堀金拠点地区)	12.2人/ha (堀金拠点地区)	10人/ha以上
・居住誘導区域内外の人口比率	34:66 (区域内:区域外)	35:65 (区域内:区域外)	40:60 (区域内:区域外)
○居住誘導区域内の新築件数割合の増加			
・居住誘導区域内外の新築件数割合	39:61 (区域内:区域外)	44:56 (区域内:区域外)	40:60 (区域内:区域外)
○都市機能誘導区域内の都市機能の充足			
・食料品を扱う大規模小売店又は小売店 の徒歩圏充足率 (都市機能誘導区域内)	93%	95%	93% (現状維持)
・診療所の徒歩圏充足率 (都市機能誘導区域内)	84%	84%	84% (現状維持)
○公共交通利用者の割合維持			
・電車・バスの交通手段分担率 (市全域)	10%	9.3%	10% (現状維持)
・定時定路線の公共交通の徒歩圏充足率 (都市機能誘導区域内)	57%	57%	57% (現状維持)
○防災・減災対策の取組推進			
・地区防災訓練の実施率		38.0%	75%
・地域防災計画 ^{※2} の策定率		96.7%	100%

※1 3ページの地区区分による

※2 自主防災組織による計画

※3 算出の基礎としたデータの公表年次の都合上、指標ごとに基準年が異なります。(詳細は、計画書本編を参照してください。)

1. 住宅等の届出

居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、土地利用条例に基づく承認手続き又は届出と並行し、開発行為等に着手する30日前までに、市への届出が必要となります。

届出の対象となる行為

(1) 開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為*

例：

届出必要

3戸の
開発行為



- ・1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為*で、規模が1,000m²以上のもの

例：

届出必要

1,300m²
1戸の開発行為



不要

800m²
2戸の開発行為



*開発行為とは、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。(都市計画法第4条第12項)

(2) 建築等行為

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合

例：

届出必要

3戸の
開発行為



不要

1戸の建築行為



- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(3) 届出内容の変更

- ・上記(1)又は(2)の届出内容を変更する場合

届出の対象とならない行為

住宅等の開発行為等のうち、以下に示す「仮設のもの」、「非常災害のための応急措置」、「都市計画事業となるもの」等は、届出の対象になりません。

届出の対象とならない行為

- ・居住誘導区域内における住宅等の開発行為
- ・住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・上記の住宅等の新築
- ・建築物を改築し、又はその用途を変更して上記の住宅等とする行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為

2. 誘導施設等の届出

誘導施設に係る以下の行為を行おうとする場合には、当該行為に着手する 30 日前までに、都市再生特別措置法に基づく市への届出が必要となります。

※本市においては、当該届出と並行して、土地利用条例に基づく手続きが必要となります。

届出の対象となる行為

(1) 開発行為

都市機能誘導区域外で、誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為*を行おうとする場合
※建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質変更（都市計画法第4条第12項）

(2) 建築等行為

都市機能誘導区域外で、以下の行為を行おうとする場合

- ア 誘導施設を有する建築物を新築する行為
- イ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする行為
- ウ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為

(3) 届出内容の変更

上記（1）又は（2）の届出内容を変更する場合

(4) 誘導施設の休廃止

都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する場合

届出の対象となる行為

誘導施設	誘導施設の定義	届出が必要となる範囲
・食料品を扱う大規模小売店	店舗面積※1 が 1,000 m ² を超える店舗のうち、以下に該当するもの。 ・食料品小売業 (5811) ※4 ・百貨店、総合スーパー (5611) ※4 ・ミニスーパー (5699) ※4	「拠点施設誘導区域」以外の区域 (安曇野都市計画区域外は除く) 〔 土地利用基本計画による 拠点市街区域※5の中心部以外 〕 注) 拠点施設誘導区域内における施設の休廃止の場合、届出が必要
・病院 (一般病院で産科機能を有するもの)	病床数が 20 床以上で、以下の診療科目を有する病院※2。 ・産婦人科 ・産科	
・食料品を扱う小売店(コンビニを含む)	店舗面積※1 が 1,000 m ² 以下の店舗のうち、以下に該当するもの。 ・食料品小売業 (5811) ※4 ・百貨店、総合スーパー (5611) ※4 ・ミニスーパー (5699) ※4 ・コンビニエンスストア (5891) ※4	「拠点施設誘導区域(都市機能誘導区域)」、「日常サービス施設誘導区域(都市機能誘導区域)」、「生活拠点区域(都市機能誘導区域)」以外の区域(安曇野都市計画区域外は除く) 〔 土地利用基本計画による 拠点市街区域、準拠点市街区域、 田園居住区域※5以外 〕
・診療所 (いわゆる「かかりつけ医」となるもの)	病床数が 19 床以下で、以下の診療科目を有する診療所※3。 ・内科	注) 拠点施設誘導区域、日常サービス施設誘導区域、生活拠点区域内における施設の休廃止の場合、届出が必要

※ 1 大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定される「店舗面積」。

※ 2 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定される「病院」。

※ 3 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定される「診療所」。ただし、夜間診療所、山岳診療所等のいわゆる「かかりつけ医」とならないもの及び介護老人保健施設等に併設されもっぱら入居者等を対象に医業を行うものを除く。

※ 4 () 内の数字は、日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)の分類コードを表しています。

※ 5 ただし、工場等の集積地である豊科拠点の工業専用地域及び穂高烏川地区並びに災害レッドゾーンを除く。

※ 6 誘導施設には、上表の施設の他に公共施設(市役所庁舎、地域包括支援センター、図書館、公民館)が含まれますが、通常、民間事業者により開発が行われる施設でないことから、記載を省略しています。

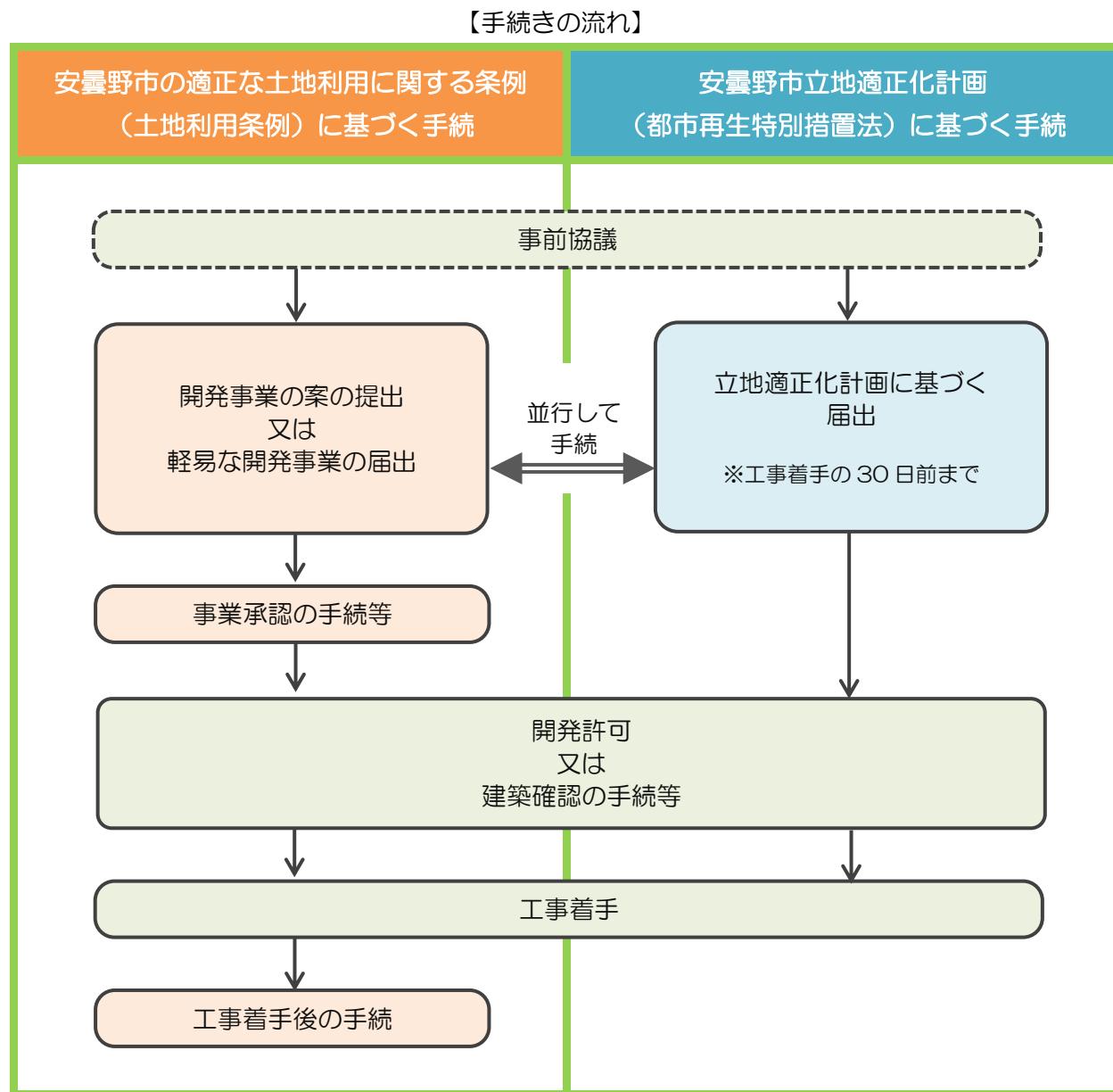
届出の対象とならない行為

誘導施設等の開発行為等のうち、以下に示す「仮設のもの」や「非常災害のための応急措置」、「都市計画事業となるもの」等の行為については、届出の対象になりません。

届出の対象とならない行為	<ul style="list-style-type: none"> 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為 都市機能誘導区域外にある誘導施設の休止または廃止
--------------	---

3. 手続きの流れ

立地適正化計画に基づく届出は、土地利用条例に基づく「開発事業の案の提出」又は「軽易な開発事業の届出」と並行し、開発許可申請及び建築確認申請等に先行して実施してください。



4. 罰則

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、届出の対象となる行為をした者は、都市再生特別措置法に基づき、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

5. 届出に必要な書類

立地適正化計画に基づく届出は、以下に示す書類を**2部づつ**、安曇野市都市計画課までご提出ください。

住宅等の届出

（1）開発行為の場合

- 届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙1

○添付図書

 - ・位置図（当該行為を行う土地の区域及び周辺の公共施設等を明示すること）
 - ・設計図（区画割図等）
 - ・その他参考となる事項を記載した図書

（2）建築等行為の場合

- 届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○添付図書

 - ・位置図（当該行為を行う土地の区域及び周辺の公共施設等を明示すること）
 - ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）
 - ・立面図（2面以上）
 - ・平面図
 - ・その他参考となる事項を記載した図書

（3）届出を変更する場合

- 届出書……………別紙3
 - 添付図書・・上記のそれぞれの場合と同じ

誘導施設等の届出

（1）開発行為の場合

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別紙4

○添付図書

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域及び周辺の公共施設等を明示すること）
- ・設計図（造成図面等）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

（2）建築等行為の場合

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別紙5

○添付図書

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域及び周辺の公共施設等を明示すること）
- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面）
- ・立面図（2面以上）
- ・平面図
- ・その他参考となる事項を記載した図書

（3）届出内容の変更

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別紙6

○添付図書・・・上記のそれぞれの場合と同じ

（4）都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の場合

○届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

別紙7

○添付図書・・・原則として不要

6. 届出書様式

- ・別紙1 住宅等の届出書類（開発行為）
- ・別紙2 住宅等の届出書類（建築等行為）
- ・別紙3 住宅等の届出書類（変更）
- ・別紙4 誘導施設等の届出書類（開発行為）
- ・別紙5 誘導施設等の届出書類（建築等行為）
- ・別紙6 誘導施設等の届出書類（変更）
- ・別紙7 誘導施設等の届出書類（休廃止）

※届出様式は、安曇野市ホームページにおいてダウンロードできます。

開発行為届出書

【記入例】

様式第10（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和5年 4月 1日

（宛先）安曇野市長

届出者 住 所 安曇野市〇〇〇

氏 名 安曇野 太郎

安曇野 印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	安曇野市〇〇〇 〇丁目〇-〇
	2 開発区域の面積	8,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	一般住宅・店舗
	4 工事の着手予定年月日	令和5年 5月 1日
	5 工事の完了予定年月日	令和5年 8月 1日
	6 その他必要な事項	<p>（住宅区画数） 30区画</p> <p>（連絡先） 安曇野市〇〇〇 （株）■■設計 担当：●● 電話：●●●-●●●-●●●●</p>

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
住宅等とする行為の届出書

【記入例】

様式第11（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等
とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 〈 住宅等の新築 建築物を改築して住宅等とする行為 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 〉について、下記により届け出ます。	
令和5年4月1日	
(宛先) 安曇野市長	
届出者	住 所 安曇野市〇〇〇
	氏 名 安曇野 太郎
	

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番	安曇野市〇〇〇 〇丁目〇-〇	
	地 目	宅地	
	面 積	800 平方メートル	
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅		
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和5年 5月 1日 (戸数) 6戸 (連絡先) 安曇野市〇〇〇 (株) ■■設計 担当: ●●● 電話: ●●●-●●●-●●●●		

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

【記入例】

様式第12（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

行為の変更届出書

令和5年 5月 10日

（宛先）安曇野市長

届出者 住 所 安曇野市〇〇〇

氏 名 安曇野 太郎

安
曇
野 印

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

令和5年 4月 1日

2 変更の内容

- ・宅地用区画数の変更（30区画→26区画）
- ・着手予定年月日の変更（令和5年5月1日→同年5月10日）

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和5年 5月 10日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和5年 8月 1日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開発行為届出書

【記入例】

様式第18（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和5年 4月 1日

（宛先）安曇野市長

届出者 住 所 安曇野市〇〇〇

氏 名 安曇野 太郎

安曇野
印

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	安曇野市〇〇〇 〇丁目〇-〇
	2 開発区域の面積	5,000 平方メートル
	3 建築物の用途	〇〇〇
	4 工事の着手予定年月日	令和5年 5月 1日
	5 工事の完了予定年月日	令和5年 8月 1日
	6 その他必要な事項	安曇野市〇〇〇 (連絡先) (株) ■■設計 担当: ●● 電話: ●●●-●●●-●●●●

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して
誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

【記入例】

様式第19（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途
を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

令和5年 4月 1日

（宛先）安曇野市長

届出者 住 所 安曇野市〇〇〇

氏 名 安曇野 太郎

安曇野印

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番 地 目 面 積	安曇野市〇〇〇 〇丁目〇-〇 宅地 5,000 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	〇〇〇	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途		
4 その他必要な事項	<p>（着手予定年月日） 令和5年 5月 1日 (連絡先) 安曇野市〇〇〇 (株) ■■設計 担当: ●●● 電話: ●●●-●●●-●●●●●</p>	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

【記入例】

様式第 20 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

令和5年 4月 10日

(宛先) 安曇野市長

届出者 住 所 安曇野市〇〇〇
氏 名 安曇野 太郎

印
安曇野

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

令和5年 4月 1日

2 変更の内容

- 面積の変更 (5,000 m²→4,600 m²)
- 着手予定年月日の変更 (令和5年5月1日→同年5月10日)

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和5年 5月 10日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和5年 8月 1日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

【記入例】

様式第21（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

令和5年4月1日

(宛先) 安曇野市長

届出者 住 所 安曇野市〇〇〇
 氏 名 安曇野 太郎



都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名 称 コンビニエンスストア安曇野店

用 途 食料品を扱う小売店（店舗面積：100 m²）

所在地 安曇野市〇〇 △△-X

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和5年5月10日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

建築物の使用予定が決まるまで、適切な管理のもとで存置する。

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

7. 届出に関するQ&A

●届出が必要となる区域について

Q 1	敷地が区域内外にわたる場合に、届出は必要ですか？
A 1	敷地の一部でも誘導区域内にある場合は、届出が不要です。

●住宅等の届出について

Q 2	店舗兼用住宅なども、「住宅等の届出」が必要ですか？
A 2	建築基準法において「住宅」に該当する部分を一部でも含むと判断されるものは、届出の対象となります。

●誘導施設等の届出について

Q 3	「食料品を扱う大規模小売店」や「食料品を扱う小売店」について、主要商品が食料品ではなく、売り場の大部分を食料品以外の商品が占める場合にも届出の対象となりますか？
A 3	衣、食、住にわたる各種の商品を小売する店舗又は主として食料品を小売する店舗が届出の対象となります。 なお、食料品を扱わない大規模小売店については、誘導施設の設定がないため、建築場所に関わらず届出が不要です。
Q 4	一部に誘導施設を含む複合施設は、届出の対象となりますか？
A 4	一部でも誘導施設を有する場合は、届出の対象となります。

●届出の手続きについて

Q 5	土地利用条例に基づく手続きと、開発許可や建築確認の手続きとの前後関係は、どのようにすればよいですか？
A 5	土地利用条例に基づく手続きと並行し、開発許可や建築確認の手続きの前に届出をしてください。
Q 6	届出後に発生する手続きはありますか？
A 6	立地適正化計画の手続きは、届出書類を2部提出いただき、市で受領後に1部を返却して手続き完了となります。ただし、必要がある場合のみ、届出者に対し勧告を行うことがあります。

Q 7	開発行為を行ったうえで誘導施設を建築する場合は、どの段階で届出が必要ですか？
A 7	開発行為、建築行為、それぞれの前に届出が必要となります。

Q 8	届出の様式や必要書類等は、どこで確認できますか？
A 8	安曇野市都市計画課の窓口又はホームページにて確認及びダウンロードができます。

Q 9	届出に係る事項に変更が生じた場合は、どのようにすればよいですか？
A 9	届出に係る事項（添付図書の内容を含む）に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式により届出をしてください。

Q 10	この届出により、建築計画の修正等を求められることはありますか？
A 10	土地利用条例に基づく承認手続きとは異なり、立地適正化計画は「届出」制度なので、原則として建築計画の修正等を求めるものではありません。 ただし、必要がある場合のみ、届出者に対して、勧告を行うことがあります。

●立地適正化計画の見直しについて

Q 11	今後、区域や誘導施設が変更となることがありますか？
A 11	立地適正化計画は、おおむね5年ごとに実施状況を調査・分析・評価し、必要に応じて計画内容の見直しを検討することとしています。

問合せ先

安曇野市都市計画課

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

電話：0263-71-2000（代表）

E-mail : toshikeikaku@city.azumino.nagano.jp

平成 30 年 4 月 初版

令和元年 5 月 第 2 版

令和 5 年 3 月 第 3.0 版

令和 7 年 11 月 第 3.1 版